

延長給付は、速やかな職場復帰を図るために保育所等に入所申込みを行ったが、保育所等に欠員等がなく入所できず、やむを得ず育児休業を継続する方への給付です。

育児休業手当金延長給付に係る確認書

私は、育児休業手当金延長給付を請求するに当たり、以下の項目について確認しました。

- 1 速やかな職場復帰の意思があること及び復職の時期等について、所属所長も承知しています。
- 2 入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを目的とした保育所等への入所申込みはしていません。
- 3 保育所等へ子の1歳の誕生日以前を入所希望日とする申込みを行ったが、1歳の誕生日以降入所できない状態（待機状態）にあり、当該自治体が発行する保育所等の入所不承諾通知等がなければ延長給付が認められないことを承知しています。
- 4 請求書提出時の状況に変化が生じた際（保育所等への入所辞退、復職や転居等）は速やかに所属所を通じて共済組合に申し出ます。
- 5 延長給付請求期間中は、保育所等へ入所申込みを継続して行っており、待機状態が引き続いていなければ延長給付が認められないことを承知しています。
- 6 申告書等に偽りがあり不正に受給していた場合や、延長給付期間中に要件を欠いていたことが後から判明した場合には、以後手当金を受けることができなくなるばかりでなく、受給した手当金の返還を命ぜられる場合があることを、承知しています。

公立学校共済組合東京支部長 殿

育児休業延長請求期間の初日以降

令和 7 年 4 月 19 日

署名

東京 花子

上記記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和 7 年 4 月 20 日

職 名
所 属 所 長
氏 名

新宿区立公立小学校長

東京 一郎

(公印省略)

(令和7年4月)